

教 生 学 第 1 2 9 9 号  
令和 7 年（2025 年）12 月 17 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様  
（各 市 町 村 立 学 校 長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史  
北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長 内 山 史 彦

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布に  
ついて（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 83 号）は、令和 7 年 12 月 3 日に成立し、同年 12 月 10 日に公布され、本改正法に基づき、ストーカー行為等の相手方（ストーカー行為等の被害者をいう。）に対する援助を行う努力義務の主体に当該相手方を雇用する者及びその就学する学校の長を追加する規定が、本年 12 月 30 日から施行される予定です。当該規定に基づき、学校については、生徒等がストーカー行為等の相手方である場合には学校の長として、教職員がストーカー行為等の相手方である場合には雇用する者として、それぞれ努力義務の対象となります。

本改正の目的は、被害者の安全確保をより一層図るため、警察において、被害者の勤務先や学校との一層の連携を図るものであり、学校においては、被害に遭った生徒等や教職員の意向を踏まえ、警察又は被害者の要請に応じた協力が想定されています。

つきましては、各学校において、今般の改正を踏まえ、学校から警察へ通報や相談を行った場合、警察が組織的かつ丁寧に対応する旨について周知が行われていることをご理解のうえ、ストーカー事案を認知した場合には、学校で抱え込むことなく、警察に通報・相談いただくなど、積極的に警察と連携していただくようお願いします。

また、別添資料 4 のとおり、警察庁及び都道府県警察から、学校関係者向けのメッセージが発出されていますので、併せてご確認願います。

加えて、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、引き続き、文部科学省の教材及び指導の手引き等を活用し、「生命（いのち）の安全教育」を推進するようお願いします。

（学校安全係）  
（サービス制度係）



「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の公布にあたり、その趣旨についてお知らせするとともに、ストーカー被害者の安全確保のため、警察との連携についてご協力をお願いするものです。

7 文科教第1391号  
令和7年12月10日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
構造改革特別区域法  
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各国公立大学法人の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長  
塩見みづ枝

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。別添資料1及び2。）は、令和7年12月3日に成立し、同年12月10日に公布されました。

改正法に基づき、ストーカー行為等の相手方（ストーカー行為等の被害者をいう。以下同じ。）に対する援助を行う努力義務の主体に当該相手方を雇用する者及びその就学する学校の長を追加する規定が、本年12月30日から施行される予定です。当該規定に基づき、学校については、生徒・学生等がストーカー行為等の相手方である場合には学校の長として、教職員がストーカー行為等の相手方である場合には雇用する者として、それぞれ努力義務の対象となります。

本改正の目的は、ストーカー行為等の被害者の勤務先及び学校においては、その居宅と同様に被害者が所在する時間が長いことに加え、居宅以上にその秘匿のために場所を変えることが容易ではなく、また、所在に関して一定の制限を受けることから、加害者による被害者への待ち伏せ、押し掛け等が行われることが多いことを踏まえ、被害者の安全確保をより一層図るため、警察において、被害者の勤務先や学校との一層の連携を図るものです。

具体的には、警察による具体的な勤務先及び学校への対応・支援として、

- ・警察庁から都道府県警察へ、勤務先及び学校と一層の連携を図り、被害者等の安全確保を最優先に対処するよう指示
- ・勤務先や学校からストーカー被害に係る通報や相談があった場合、警察署担当者が丁寧に対応した上、事案を認知した段階で全て警察署や警察本部に置かれた対処体制に共有され、組織的な対応の実施
- ・危険性・切迫性が高い場合には、被害者等の避難や身辺警戒等の実施等が行われることとなります。

学校においては、被害に遭った生徒・学生等や教職員の意向を踏まえ、警察又は被害者の要請に応じ、以下のような協力が想定されているところです。

- ・生徒・学生等や教職員の被害認知時や緊急時の警察への通報・情報提供
- ・生徒・学生等や教職員から助けを求められた場合に、警察に引き継ぐまでの一時的な保護や、警察官による警戒等の活動に協力すること
- ・生徒・学生等や教職員の氏名等の情報管理（警察等による要請を受け、学校の掲示板・ホームページ等における被害者の氏名等の掲示・掲載を控えること等）

これらについては通常の教育活動の範囲内のものであり、各学校におかれては、勤務先又は学校の長として、具体的な措置が義務づけられるものではありませんが、警察においては、今般の改正を踏まえ、学校から警察へ通報や相談を行った場合、警察が組織的かつ丁寧に対応する旨について周知が行われている（別添資料3）ことをご理解のうえ、ストーカー事案を認知した場合には、学校で抱え込むことなく、積極的に警察に通報・相談いただくとともに、積極的に警察と連携していただくようよろしくお願いいたします。

また、上記の趣旨について、別添資料4のとおり、警察庁及び都道府県警察から、学校関係者向けのメッセージが発出されていますので、併せてご確認いただけますようよろしくお願いいたします。

加えて、文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身につけるための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

改めて、教材及び指導の手引き等について周知いたしますので、各学校における「生命（いのち）の安全教育」の取組への積極的な活用につきましても、ご協力をお願いします。

・「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省 HP）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)

このことについて、各都道府県教育委員会教育長におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、大学を設置する各地方公共団体の長におかれては、その設置する学校に対して、各国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対し、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対して、周知くださるようお願いいたします。なお、学校に対する周知の方法については、学校における働き方改革の観点から、会議や研修の場で周知したり、クラウドを活用した文書を共有したりする等、事務負担の軽減にも御配慮いただくようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

別添資料1：ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

別添資料2：ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

別添資料3：令和7年12月10日付け警察庁事務連絡「被害者の勤務先及び学校への周知及び連携の強化について」

別添資料4：学校関係者の皆様へ（警察庁・都道府県警察）

[本件連絡先]

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
男女共同参画企画係

電話：03-5253-4111（内線 3268）

メールアドレス：danjo@mext.go.jp

## ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

### 位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加（第2条第3項）

- ▶ 昨今、「紛失防止タグ」(※1)を悪用して相手方の所在に関する情報を取得しようとするストーカー事案が**増加**

- ▶ 紛失防止タグは、**改正前の法規制(※2)の対象外**

※1 紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置

※2 位置情報記録・送信装置（GPS機器等、自らの位置情報を記録し、又は送信する装置）の位置情報を取得する行為等を「位置情報無承諾取得等」として規制

- ▶ 次の行為を**位置情報無承諾取得等に追加**
  - ・ 紛失防止タグの位置情報を取得する行為
  - ・ 紛失防止タグを取り付ける行為等

GPS機器等・紛失防止タグが用いられたストーカー事案の相談件数



### その他

#### 1 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知（第6条）

探偵業者をはじめとする第三者からストーカー行為等の相手方の所在等に関する情報を入手して、ストーカー行為等を行う事案が発生

##### 事例

避難中の相手方の実家の情報を探偵業者から入手した行為者が、当該実家に刃物を持って押し掛けた。

警察本部長等は、相手方情報保有者等(※)が、ストーカー行為等をするおそれがある一定の者に対してストーカー行為等の相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、

**当該相手方情報保有者等に対し、**

- ・ **情報提供先がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、**
- ・ **情報提供を行わないよう求める**

ことができることとする。

※ 警告又は禁止命令等を受けた違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者

#### 2 職権での警告等（第4条・第5条）

改正前の法では、

- ▶ 警告をするには、違反行為の相手方の**申出が必須**
- ▶ 警告・禁止命令等を求める旨の**申出を受けた場合に限り、**警告・禁止命令等をした際の違反行為の相手方への通知を実施

- ▶ **職権での警告を創設**
- ▶ **申出を受けていなくても通知を実施**

#### 3 ストーカー行為等の相手方に対する援助（第9条第3項）

- ▶ 改正前の法では、ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る**努力義務**の主体として、**ストーカー行為等が行われている地域の住民**を規定
- ▶ これまでストーカー行為等が行われていない**勤務先**や**学校**で被害に遭う事案が発生

##### 事例

相手方の自宅付近を包丁を持ってうろついた行為者が、その約4か月後に相手方が通う高校に侵入し、包丁を所持して相手方を待ち伏せした。

- ▶ ストーカー行為等の相手方を**雇用する者**
- ▶ 当該相手方が**就学する学校の長**を**努力義務**の主体に**追加**

#### 4 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等（第14条）

ストーカー行為等の相手方が転居した場合を念頭に、**当該相手方の当該違反行為が行われた時における住居の所在地**を管轄する都道府県公安委員会等を禁止命令等の主体に**追加**

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。</p> <p>一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（<u>第三号</u>に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。</p> <p>一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（<u>同号</u>に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送</p>

送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

- 二| その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

- 三| その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送受信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 (略)

(警告)

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれ

信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

(新設)

- 二| その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 (略)

(警告)

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得

があるとき、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 (略)

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告に係る前条の規定に違反する行為の相手方に通知しなければならない。ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

4 警察本部長等は、第一項の申出を受けた場合において、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出した者に書面により通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 (略)

2 5 (略)

6 公安委員会は、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該禁止命令等に係る第三条の規定に違

等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 (略)

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。

4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 (略)

2 5 (略)

6 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及

反する行為の相手方に通知しなければならない。ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

7・8 (略)

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10 第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する。この場合において、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは、「第九項」と読み替えるものとする。

11～15 (略)

(特定相手方情報の提供の禁止等)

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の

び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

7・8 (略)

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。

11～15 (略)

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の

<p>相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの（次項において「特定相手方情報」という。）を提供してはならない。</p> <p>2 警察本部長等は、警告又は禁止命令等（以下この項において「警告等」という。）があった場合において、当該警告等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下この項において「相手方情報保有者等」という。）が、当該警告等を受けた者であつて現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方に係る特定相手方情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができる。この場合において、警察本部長等は、当該相手方情報保有者等に対し、当該通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう求めなければならない。</p> <p>（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民並びに当該ストーカー行為等の相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長は、当該相手</p>	<p>相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。</p> <p>（新設）</p>
<p>相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。</p> <p>（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。</p>	<p>相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。</p> <p>（新設）</p>

手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等(第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。)をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等若しくは当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は

(報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等(第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。)をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等及び同項の聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が

<p>当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。</p> <p>2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。</p> <p>一 当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。</p> <p>二 当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。</p> <p>3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。</p>	<p>行われた地を管轄する公安委員会とする。</p> <p>2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。</p> <p>一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。</p> <p>二 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。</p> <p>3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。</p>
---	--

原議保存期間 3 年 (令和11年 3 月 31 日まで)
----------------------------------

警視庁生活安全部人身安全対策課長  
 各道府県警察本部生活安全部長 殿  
 滋賀県警察本部刑事部長  
 (参考送付先)  
 各管区警察局広域調整部広域調整担当課長  
 警察大学校生活安全教養部長  
 皇宮警察本部関係部長

事務連絡  
 令和 7 年 1 2 月 1 0 日  
 警察庁生活安全局人身安全・少年課  
 人身安全対策室長

#### 被害者の勤務先及び学校への周知及び連携の強化について

人身安全関連事案については、被害者等の安全確保を最優先に対処するため、警察では関係機関・団体との連携も推進しているところ、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）が本日公布され、ストーカー行為等の相手方に対する援助を行う努力義務の主体に当該相手方を雇用する者及びその就学する学校の長を追加する規定等その一部が本年 12 月 30 日から施行されることとなった。

各都道府県警察にあつては、「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」（令和 7 年 9 月 4 日付け警察庁丙人少発第 27 号ほか）、「人身安全関連事案における被害者等の安全確保を最優先とした対処の徹底について（通達）」（令和 7 年 5 月 12 日付け警察庁丁人少発第 413 号）、「少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携について」（令和 6 年 3 月 4 日付け警察庁丁人少発第 247 号）等を再度確認の上、下記要領を踏まえ、被害者の勤務先及び学校と更に緊密に連携し、被害者等の安全確保を最優先とした対処が確実に実施されるよう徹底されたい。

なお、本事務連絡は、文部科学省と協議済みである。

#### 記

##### 1 連携要領

被害者の勤務先及び学校においては、その居宅と同様に被害者が所在する時間が長いことに加え、居宅以上にその秘匿のために場所を変えることが容易ではなく、また、所在に関して一定の制限を受けることから、加害者による被害者への待ち伏せ、押し掛け等が行われることが多いところ、かかる点

を踏まえ、被害者の安全確保措置を講じる必要がある。

本規定は訓示規定であり、具体的な措置を義務付けるものではないが、被害者の安全確保を図る観点から、本規定に基づき勤務先及び学校との的確な連携を図ることとされたい。

その際、勤務先及び学校の安全性の向上にも資することを説明するなど、積極的な協力が得られるよう、配意することとされたい。

(1) 勤務先との連携

本規定におけるストーカー行為等の相手方を雇用する者による援助としては、主に、

- 従業員の被害認知時や緊急時の警察への通報
- 従業員から助けを求められた場合に、警察に引き継ぐまでの一時的な保護
- 従業員の情報管理（警察等による要請を受け、掲示板・ホームページ等における被害者の氏名等の掲示・掲載を控えること等）
- 従業員の勤務店舗の異動、夜間の1人での当直勤務の免除等の勤務形態の配慮

が想定される。

(2) 学校との連携

本規定におけるストーカー行為等の相手方が就学する学校の長による援助としては、主に、

- 自校の生徒・学生等の被害認知時や緊急時の警察への通報
- 自校の生徒・学生等から助けを求められた場合に、警察に引き継ぐまでの一時的な保護
- 自校の生徒・学生等の氏名等の情報管理（警察等による要請を受け、学校の掲示板・ホームページ等における被害者の氏名等の掲示・掲載を控えること等）
- 校内を含めた警察官の警戒等の活動への協力

が想定される。

(3) 各都道府県警察における対応

各都道府県警察にあっては、勤務先及び学校において上記の対応が行われることとなることを踏まえ、これらと緊密な連携を図り、被害者や関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全確保を最優先に対処すること。

具体的には、

- 勤務先や学校からの通報により事案を認知した段階で、全て警察署長に速報するとともに、並行して、本部対処体制に速報した上で、組織的な対応を実施すること
- 事案の内容や被害者等からの申出に応じて、被害者の氏名等のホームページ等からの削除その他の必要な措置について勤務先や学校に対応を要請すること
- 危険性・切迫性に応じて、被害者等の避難や身辺警戒等を確実に実施すること

等、適切に対応や支援を行うこと。

## 2 勤務先及び学校への周知及び連携の強化

勤務先への周知及び連携に当たっては、別添1の資料を活用されたい。

学校への周知及び連携に当たっては、学校警察連絡協議会等の既存組織の活用にも留意するとともに、別添2の資料を活用されたい。

なお、改正法の公布に伴い、別添3のとおり文部科学省から関係団体宛て通知が発出され、ストーカー事案の被害者の援助に関して、通常求められる教育活動の範囲内で警察の要請に応じるよう要請がなされている。

### 【本件担当】

警察庁生活安全局人身安全・少年課

法令係 山岡、國米、中川、吉富

(800-3120、3150、3085、3084)

## 学校関係者の皆様へ

### ストーカー被害から子供たちを守るために

#### 背景

- 昨今、警察へのストーカー被害の相談は高止まりしており、小学校から大学段階までの学校に通う生徒・学生等が被害に遭うケースも多数発生しています。
- 警察では、ストーカー被害者の安全確保に努めていますが、最近では、自宅等ではなく、通学先の学校において被害に遭うケースもみられ、警察がストーカー被害に遭う生徒・学生等を守るためには、学校関係者の皆様の協力が必要です。

#### ストーカー規制法の改正

- こうした中、ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）が改正され、令和7年12月30日から、学校の長に対し、ストーカー被害者に対する援助が努力義務化されることとなりました。
- この改正は、学校に具体的な措置を義務付けるものではなく、警察がストーカー被害者の安全確保をより効果的に行えるようにするもので、学校の安全性も一層高まることから、学校において生徒・学生等の被害を知った場合、学校で抱え込まず、ぜひ警察との連携をお願いします。

#### 具体的な警察との連携の内容

- ▶ 生徒・学生等の被害を知った場合、速やかに警察へ通報すること
- ▶ 被害に遭っている生徒・学生等から助けを求められた場合、警察に引き継ぐまで一時的に保護すること
- ▶ 被害に遭っている生徒・学生等の氏名等の情報管理に配慮すること
- ▶ 被害防止のための警察官による警戒等の活動にご協力いただくこと

#### 被害を知ったら、警察にご相談ください

- 緊急の場合は、110番に通報してください。警察官が迅速に駆けつけます。
- 対応に迷われる場合、最寄りの警察署の代表電話からご相談ください。ストーカー被害に精通した担当者が丁寧に対応します。
- これらの通報や相談については、警察では、確実に組織内で共有した上で、被害者の安全確保に当たります。安心して相談してください。
- 被害者を守るため、上記について、御協力をお願いします。

警察庁 都道府県警察